

# 埼玉県周産期医療施設等設備整備費補助金交付要綱

平成27年11月19日

医第1131号

平成29年4月1日

医第1041号

平成30年4月1日

医第353号

平成31年4月1日

医第682号

令和3年4月1日

医第1028号

令和4年4月1日

医第401号

令和5年12月12日

医第818号

(趣旨)

第1条 県は、重篤な新生児科患者及び周産期妊産婦患者の医療を確保するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター（以下「周産期母子医療センター等」という。）の設備整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、別に国が定める「周産期医療対策事業等実施要綱」（平成21年3月30日医政発第0330011号厚生省医政局長通知）に基づく次の事業とする。

(1) 周産期医療施設設備整備事業

都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う周産期母子医療センター等の周産期医療施設設備整備事業

(2) 小児医療施設設備整備事業

都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う周産期母子医療センター等の小児医療施設設備整備事業

(補助額の算定方法)

第3条 前条の事業に対する補助額は、次に掲げる表1及び表2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

表1 周産期医療施設設備整備事業

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
医療機器整備費	1か所当たり 46,925千円	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の購入費	2/3	1品につき 100千円
ドクターカー	1か所当たり 32,039千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費		—

表2 小児医療施設設備整備事業

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
医療機器整備費	1か所当たり 33,000千円	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の購入費	2/3	1品につき 100千円

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、第1号様式によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(記載事項)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) 見積書の写し
- (3) その他参考となる資料

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下、「事業」という。）の目的及び内容の変更以外の変更であって、補助金の額に影響を生じないものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下、「事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第5号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事へ報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助金名及び取得年月日を記入した備品管理用のステッカーを貼るとともに、備品台帳の備考欄に補助事業により取得したことを明記しなければならない。

(11) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 前項の軽微な変更とは、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないものとする。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認められる場合においては、予算額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、第3号様式のとおりとし、その提出期限は、事業完了後15日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、第4号様式のとおりとする。

(暴力団の排除)

第12条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定める補助金については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に

係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、平成27年11月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別添

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 補助事業者が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は補助事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が補助事業者に対して当該委託契約等の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったと認められるとき。